

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和4年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	247,930	197,560	180,780
5月	245,510	186,750	178,360
6月	245,510	195,140	178,360
7月	243,590	193,220	176,440
8月	243,590	193,220	176,440
9月	243,590	193,220	176,440
10月	246,420	187,660	179,270
11月	246,420	187,660	179,270
12月	246,420	187,660	179,270
1月	246,420	187,660	179,270
2月	246,420	187,660	179,270
3月	251,470	192,710	184,320

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	199,100	194,080	117,350	112,330	70,920	65,900	54,880	49,860
5月	199,070	194,050	117,320	112,300	62,870	57,850	54,850	49,830
6月	199,130	194,110	117,380	112,360	70,950	65,930	54,910	49,890
7月	199,130	194,110	117,380	112,360	70,950	65,930	54,910	49,890
8月	199,100	194,080	117,350	112,330	70,920	65,900	54,880	49,860
9月	199,070	194,050	117,320	112,300	70,890	65,870	54,850	49,830
10月	201,280	196,260	119,530	114,510	65,080	60,060	57,060	52,040
11月	201,280	196,260	119,530	114,510	65,080	60,060	57,060	52,040
12月	201,230	196,210	119,480	114,460	65,030	60,010	57,010	51,990
1月	201,180	196,160	119,430	114,410	64,980	59,960	56,960	51,940
2月	201,180	196,160	119,430	114,410	64,980	59,960	56,960	51,940
3月	213,610	208,590	131,860	126,840	77,410	72,390	69,390	64,370

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。